

岩手県県土整備部建設工事（土木）監督技術基準

平成9年3月17日 技管第143号
最終改正：平成23年4月1日 建技第51号

（目 的）

第1条 この技術基準は、岩手県県土整備部建設工事（土木）監督要領第10条に基づき県土整備部の所掌する建設工事（土木）の請負契約に係わる監督の技術基準を定めることにより業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条

- (1) 「監督」・・・ 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員等」・・・ 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場技術員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」・・・ 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、調整）を総称していう。
 - ① 指示・・・ 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ② 承諾・・・ 契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ③ 協議・・・ 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④ 通知・・・ 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤ 受理・・・ 契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面について、監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥ 確認・・・ 契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
 - ⑦ 把握・・・ 監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
 - ⑧ 立会・・・ 契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。
 - ⑨ 調整・・・ 監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、別表第1の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、岩手県営建設工事請負契約書例文別記を示し、「共仕」は、土木工事共通仕様書を示す。

(監督の区分)

第4条 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、その他これらに類する工事については、確認及び把握の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（以下「重点監督」という。）とし、重点監督以外の監督（以下「一般監督」という。）と区分する。

2 重点監督の対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・標準歩掛のない新工法を用いた工事
- ・その他これらに類する工事（歩掛調査工事ほか）

(2) 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上での橋梁工事
- ・圧気潜函工事
- ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道、道路等の近接工事
- ・砂防ダム（堤体15m以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・共同溝工事、電線共同溝工事
- ・ハイピア（躯体高20m以上）
- ・その他これらに類する工事

(3) 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等への地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事（トンネル工事を含む）
- ・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- ・市街地内での杭打ち工事
- ・その他これらに類する工事

(4) その他

- ・低入札価格調査制度の調査対象工事（予定価格（税込み）が1億円以上）
- ・予定価格（税込み）が1千万円以上1億円未満の工事のうち、低入札価格制度の制度適用価格未満の工事
- ・土木部長等（岩手県県土整備部建設工事（土木）監督要領第2条第一号でいう「土木部長等」を指す。）が必要と認めた工事

附 則

この技術基準は、平成9年4月1日から適用する。

この技術基準は、平成19年7月1日から適用する。

この技術基準は、平成20年7月15日から適用する。

この技術基準は、平成21年8月20日から適用する。

この技術基準は、平成22年4月1日から適用する。

この技術基準は、平成23年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関連)

岩手県県土整備部工事(土木) 監督技術基準			留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
1 契約の履行の確保			
(1) 契約図書の内容の把握	<p>請負契約書、設計書、特記仕様書、図面、設計計算書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及び下記の項目について把握する。</p> <p>①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置</p> <p>②施工体制台帳、施工体系図の整備</p> <p>③その他契約の履行上必要な事項</p>	<p>共仕第1編1-1-1</p> <p>共仕第1編1-1-10</p>	<p>①土木工事特記仕様書に定められた主任技術者等との適合を把握し、不適合の場合は処置を求める。</p> <p>②施工体制台帳の受理及び施工体系図の把握。</p>
(2) 施工計画書の受理	<p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p>	<p>共仕第1編1-1-4</p>	<p>定められた項目が記述されているか確かめ、不明な点がある場合は、詳細資料を求める。</p> <p>なお、設計額2,500万円以上の工事(ただし、簡易な一般土木工事及び維持修繕工事を除く。)について、受注者から提出された施工計画書を受理する際、原則として複数の監督職員が受注者からその内容について直接説明を受けてから受理する。</p>
(3) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	<p>①契約書及び設計図書に示された指示承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。</p> <p>②契約書第9条第2項に規定した権限を行使するときは「工事打合せ書」により処理する。ただし、時間的余裕のない緊急の場合は受注者に対し口頭により指示等を行うことが出来るものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認する。</p>	<p>契第9条</p> <p>共仕第1編1-1-2</p>	
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>①契約書第18条1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討うえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめとるべき措置に</p>	<p>契第18条</p>	

岩手県県土整備部工事（土木） 監督技術基準			留 意 事 項
項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項	
	<p>ついて所属長の承諾を受ける。</p> <p>②前項の調査結果を受注者に書面をもって通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	契第 18 条	
(5) 変更設計図面及び数量等の確認	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成し、受注者に設計図書の変更内容を通知する。	契第 18 条 契第 19 条 共仕第 1 編 1-1-14	
(6) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整を行う。	契第 2 条	
(7) 工程把握及び工事促進指示	<p>①受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>②工事が工期限内に完成が危ぶまれるときは、所属長の指示を受け速やかに適切な措置を講じる。</p>	契第 11 条 共仕第 1 編 1-1-24	
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 40 条第 2 項の規定に基づき工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	契第 23 条 共仕第 1 編 1-1-15	
(9) 所属長への報告			
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、所属長へ報告する。</p> <p>②受注者から天候の不良、発注者の行う関連工事の調整への協力、その受注者の責に帰すことができない事由により、工期限内に工事を完成できないことを書面で工期の延長変更の請求があったときは、速やかに理由を調査し、その結果を所属長へ報告する。</p>	契第 20 条 契第 21 条	
2) 一般的な工事目的物の損害の調査及び報告	工事目的物又は工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し所属長へ報告する。	契第 27 条	

岩手県県土整備部工事（土木）監督技術基準			留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
3) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、所属長へ報告する。	契第 28 条	
4) 不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物、仮施設、又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を所属長へ報告する。	契第 29 条	
5) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、所属長へ報告する。	契第 37 条	
6) 工事関係者に対する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、所属長への措置請求を行う。	契第 12 条	
7) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	①契約書第 43 条第 1 項及び第 44 条第 1 項に基づき契約を解除する必要がある場合は、所属長に対して措置請求を行う。	契第 43 条 契第 44 条	
	②受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、所属長へ報告する。	契第 45 条	
	③契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、所属長へ報告する。	契第 46 条	
2 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を行う。 ①工事基準点の指示 ②既設構造物の確認 ③支給（貸与）品の確認 ④事業損失防止家屋調査の立会い ⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥その他必要な事項	共仕第 1 編 1-1-37 共仕第 1 編 1-1-16 共仕第 1 編 1-1-35	仕様書の規格、数量の確認。 乙とともに調査の立会いを行う。 乙からの届出の報告を受けて把握する。

岩手県県土整備部工事（土木）監督技術基準			留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(2) 指定材料の確認	<p>①設計図書において、監督職員の検査若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料の検査、立会い、又は確認を行う。</p> <p>②別表2により、設計図書において、事前に監督職員の検査若しくは確認を受けて使用すべきと指定した工事材料については、その外観及び品質証明書等を受注者において照合して確認した資料を提出させ検査を行う。</p> <p>③受注者が工事現場内に搬入した工事材料については、監督職員の承諾を得ることなく工事現場外に搬出させてはならない。</p> <p>④前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定した工事材料は、適正な工事材料との混同を避けるため遅滞なく工事現場外へ搬出させる。</p>	<p>契第13条～14条</p> <p>契第13条</p> <p>契第13条</p>	<p>乙があらかじめ適合を確認した資料により確認する。</p> <p>詳細については別途共通編以降による。</p>
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契第14条	設計図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認する。
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表第3に基づき、臨場等により確認を行う。	契第14条 共仕第3編1-1-6 共仕第11編1-1-2	受注者から提出される段階確認書及び測定結果に基づき、臨場等により、品質、規格、数値等を確認する。
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表第4に基づき適宜臨場により施工状況の把握を行う。		<p>施工管理、品質管理、写真管理等が適切に実施されているか、施工方法が施工計画書と合致しているか等の、施工状況全般について把握し、不適合を発見した場合には、必要な指示を行う。</p> <p>施工方法の把握の詳細については、監督技術マニュアルの共通編以降による。</p>
(6) 改造請求及び破壊による確認	①工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の請求を行う。この場合において、請求の内容が重要なものであると認められるときは、あらかじめ所属長	契第17条	

岩手県県土整備部工事（土木）監督技術基準			留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し 3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	の指示を受ける。 ②契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、受注者にその理由を通知して工事の施工部分を必要最小限破壊して検査を行う。破壊検査を行う場合は、あらかじめ所属長の指示を受ける。	契第17条	工事発注後に地元住民からの工事に関する苦情要望が出された場合の処理は、工事に起因するものについては、契約図書と照らし合わせ次によるものとする。 ①契約範囲内：乙に必要な処置を求める。 ②契約範囲外：指示により処置を行う。 (例) 民家の出入り口の構造に関する苦情 →設計図書との比較、過去の協議経緯等の確認を行い、①②の処置を行う。 (例) 現道上で交通規制を伴った工事 →関係自治体（工事規制、残津処理）警察（交通処理等）NTT、電力、上下水道（占用物件）等と協議・調整を行う。契約履行に係わる問
	①設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行い、引渡しに際しては、受領書又は借用書を受領する。	契第15条	
	②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、これに代わる支給材料若しくは貸与品を所属長と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。 地元住民からの工事に関する苦情、要望などに対し必要な措置を行う。		

岩手県県土整備部工事（土木） 監督技術基準			留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。		題が生じた場合は事務所担当者と協議を行う。
4 その他			
(1) 現場発生品の処理	工事施工によって生じた現場発生品については再使用出来るものについて規格、数量等を確認し、受注者から「解体及び発生材納入書」を提出させ、引渡しを受ける。	共仕第1編1-1-17	事故等が発生した場合の連絡系統に基づき、速やかに担当課に報告する。
(2) 臨機の措置	<p>①受注者から災害防止等のため必要に応じて臨機の措置をとることについて意見を求められたときはあらかじめ所属長の指示を受けて、回答を行う。</p> <p>②受注者から災害防止等のため臨機の措置をとることについて通知があったときは、その内容について所属長に報告する。</p> <p>③災害の防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、あらかじめ所属長の指示を受けて、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>④第1項及び前項の場合において、緊急事情があつて所属長の指示を受けるとまがないときは、その顛末を所属長に報告する。</p>	契第26条	
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を所属長に報告するとともに、別に定める「岩手県県土整備部所管の建設工事で発生した事故に係わる措置について」により処理する。		
(4) 工事記録簿の整備	<p>①工事の監督を行ったときは、その都度、監督の時期、監督の内容、現場の状況等について「工事記録簿」に記録し、担当課長の確認を受ける。この場合、その内容が重要なものについては、所属長に報告する。</p> <p>②工事記録簿を、工事の施工中にあつては、監督関係書類と一括して保管し、上司又は検査職員から請求があつたときは、直ちに提示出来るようにしておくとともに、工事完成後にあつては、請負契約書及び設計図</p>		

岩手県県土整備部工事（土木）監督技術基準			留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
	書等と保管しておく。		検査職員から説明を求められた場合、資料に基づき説明を行う。
(5) 工事完成検査等の立会い	原則として、主任監督員、監督員は工事の完成、既済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。		
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。	共仕第1編1-1 -20-3	
(7) 工事成績の評定	監督員は、工事完成のとき「請負者施工成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行う。		
(8) 補修工事に対する措置	工事検査の結果、工事の出来形、内容等が契約図書に照合して不完全な箇所があって修補の必要があると検査職員から指示された場合は、所属長に報告し、指示を受けて修補すべき事項を正確に把握したうえ、受注者に期限までに修補させる。		
(9) 下請けに対する措置	①受注者があらかじめ所属長の承諾を得ずに第三者に建設工事の全部若しくはその主たる部分を一括して請負わせている事実を知ったときはその旨所属長に報告させる。 ②受注者が下請負人をして工事を施工させていることを知ったときは、直ちに受注者から事情を聴取し、下請負調書を提出するよう指示するとともに、その旨所属長に報告する。	契第6条	
(10) 施工体制・一括下請負の点検	監督及び施工体制・一括下請負点検マニュアルにより、点検を行う。		
(11) 建設副産物	受注者は、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	共仕第1編1-1-18	

別表第2

指定材料の品質確認一覧

区分	確認材料名	適用
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品及び岩手県コンクリート製品協会認定品のいずれでもない製品
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗料	塗料一般	
その他の	レディーミクストコンクリート	岩手県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した JIS マーク表示認証工場で製造する JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	岩手県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した JIS マーク表示認証工場で製造する JIS 製品以外
	薬液注入剤	
	肥料	
	薬剤	
	現場発成品	

別表第3

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	複数 臨場確認
指定仮設工		設置完了時	材料、長さ、高さ、幅、深さ等	1回/1工事	
河川・海岸・砂防土工・道路土工（掘削工）		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	○
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤工）		プルーフローリング実施時	プルーフローリング実施状況	1回/1工事	
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/工事 重点：1回/3,000m ²	
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/工事 重点：1回/3,000m ²	
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/工事 重点：1回/3,000m ²	
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工完了時	施工位置、杭径		
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工完了時	基準高、位置、杭径		
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
	高圧噴射攪拌	施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径		
	セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	注入量、使用材料、深度		一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/40本 重点：1回/20本	
		打込完了時	基準高、変位		
	鋼管矢板	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板+3回+ 一般：1回/20本 重点：1回/10本	
		打込完了時	基準高、変位		
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	長さ、材料、溶接部の適否、杭の支持力		
		打込完了時 (打込杭)	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		掘削完了時 (中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質		○

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	複数 臨場確認
		施工完了時 (中掘杭)	基準高、偏心量		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	○
		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
		施工完了時	基準高、偏心量、径	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
深礎杭工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	○
		掘削完了時	支持地盤、長さ	一般：1回/3本 重点：全数	○
		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
		施工完了時	径、基準高、偏心量	一般：1回/3本 重点：全数	
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数	
オープンケーソン 基礎工 ニューマチック ケーソン基礎工		鉄沓据付完了時	施工位置、使用材料	1回/1 構造物	
		本体設置前 (オープンケーソン) 掘削完了時 (ニューマチックケーソン)	支持層		○
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	○
		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
締固め改良工	グラベルコンパク ションパイル サンドコンパクシ ョンパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工完了時	基準高、位置、杭径		
重要構造物 ケーソン 防潮堤		基礎工事完了時	施工状況	1回/1 構造物	
		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
		進水前 埋戻し前	不可視部分の出来 形	1回/1 構造物	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	複数 臨場確認
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		打込完了時	基準高、偏心量		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	一般：1回/1工事 重点：1,000m3	○
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来型)	一般：10%程度 重点：20%程度	
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分出来型)	一般：10%程度 重点：20%程度	
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	○
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物	○
		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来型)	1回/1構造物	
躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚)		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物	
床版工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般：－ 重点：1構造物	
ポストテンション T(I)桁製作工 プレーム桁製作工 プレキャストボックス組立工 PCホース工製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度 重点：20%程度	
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	複数 臨場確認
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹付コンクリート厚、ロックボルト打込本数及び長さ	1回/支保工変更毎	
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般： 1回/構造の変化毎 重点： 3打設毎又は1回/構造の変化毎のうち頻度の高い方 ※重点監督：地山等級D,Eのもの 一般監督：重点監督以外	
		コンクリート打設後	出来形寸法	構造の変化毎	
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	一般：30%程度 重点：60%程度	
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	施工状況の適否(設計図との対比、品質等)	一般：30%程度 重点：60%程度	
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工状況の適否(設計図との対比、品質等)、使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
	現場溶接工	溶接前	溶接部材の清掃と乾燥状況	一般：30%程度 重点：60%程度	
		溶接完了時	溶接部の適否		
	現場塗装工	塗装前	被塗物の表面の状況	一般：30%程度 重点：60%程度	
		塗装完了時	施工の適否		
ダム工	各工事ごと別途定める				

- ※1. 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況を勘案のうえ設定することとする。
- ※2. 表中の○印の段階確認項目については、原則として複数の監督職員による臨場確認とする。
- ※3. 複数の監督職員とは、原則として、1人は、設計額6,000万円以上5億円未満の工事で重要な工種及び5億円以上の工事においては課長又は次長、それ以外の工事又は工種においては主任監督員とし、他の1人は監督員とする。
- ※4. 表中○印の段階確認項目について、やむを得ず複数の監督職員で臨場確認できない場合においては、1人は監督職員とし、他の1人は監督職員以外の当該公所職員が監督職員の補助として同行し、臨場確認することとする。

別表第4

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
オープンケール基礎工・ ニューマチックケール基礎工、 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温 等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
重要構造物 函渠工 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防ダム		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温 等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温 等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
トンネル工		施工時	施工状況の適否	一般：1回/1 岩区分 重点：1回/1 支保工 変更毎
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷き均し、転圧時	敷き均し、締固め状況・ 使用材料	一般：1回/1 工事 重点：2～3回/1 工事
		ブルローリング実施時	ブルローリング実施状況	1回/1 工事
舗装工	路盤、表層、基礎	舗設時	敷き均し、締固め状況、 舗設温度等、使用材料	一般：1回/1 工事 重点：1回/3,000m ²
塗装工		清掃・錆落とし施工 時	清掃・錆落とし状況	1回/1 工事
		施工時	塗料使用量	1回/1 工事
維持・管理工	施肥、薬剤散布	施工時	施工状況、使用量	1回/1 工事

※1. 表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ設定することとする。なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

※2. 一般監督：重点監督以外の工事

※3. 重点監督：下記の工事

- イ 主たる工種に新工法・新材料を使用した工事
- ロ 施工条件が厳しい工事
- ハ 第三者に対する影響のある工事
- ニ その他